

### 〔3〕 九州地方交通審議会

#### (1) 概要

##### ○ 機関

九州運輸局の附属機関

##### ○ 設置時期

昭和 59 年 7 月 1 日

(昭和 45 年 5 月 20 日に福岡陸運局の附属機関として設置された福岡地方陸上交通審議会が、運輸省の組織改編により陸運局及び海運局が統合されたことに伴い、九州運輸局の附属機関に移行したものである。)

##### ○ 所掌事務

九州運輸局長の諮問に応じて、九州運輸局の所掌事務に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を関係行政機関の長に建議すること。

船員法(昭和二十二年法律第百号)、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)及び船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)(以下、「船員法等船員関係法令」という)の規定により九州地方交通審議会に属せられた事項を処理すること。

##### ○ 構成員

委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

また、臨時委員は、学識経験のある者、関係行政機関の職員又は関係地方公共団体の長若しくはその職員のうちから、国土交通大臣が任命する。

以上の他、専門の事項を調査するため必要があるときは、学識経験のある者のうちから専門委員を運輸局長が任命する。

##### ○ 組織

従来、九州運輸局においては、九州地方交通審議会の場を利用し、各県単位で部会を設けて地域交通計画を策定してきたが、平成 14 年 6 月に各県部会を廃止し、九州ブロック全体としての広域的な視点から交通や観光の施策を審議する本審議会のみ設置している。

また、国土交通省設置法等の一部改正により、平成 20 年 10 月 1 日から船員施策に係る重要事項及び船員法等船員関係法令に基づく調査審議等を行う船員部会を設置している。

#### (2) 活動状況

##### ○ 地域交通計画等の策定

第 85 回国会(昭和 53 年 10 月 18 日)の衆議院運輸委員会決議において、「地方陸上公共交通事業の経営が悪化し、その維持が困難となっている現状にかんがみ、地域住民の輸送需要に適応した地方陸上公共交通の維持整備を図るため、政府は、安定的な財源の確保をはじめとする総合的な施策を確立し、速やかに所要の立法行財政措置を講ずべきである。」とされたことを契機として、各県における公共交通機関の維持整備に関する計画(地域交通計画)を策定、改定を行ってきた。

また、地域の意向を的確に把握し、これを行政に十分反映させることにより、地域の実情に即した地域交通行政を一層推進するため、昭和 60 年度より各県単位の部会を常設してきたが、今後の九州新幹線鹿児島ルートの開業や東九州自動車道をはじめとする高規格幹線道路の整備進展など公共交通サービスの維持、充実や観光のあり方をより広域的な観点から捉えるべき必要性が生じたため、平成 14 年 6 月末をもって、各県単位の部会は廃止となった。

##### ○ 九州ブロック交通・観光計画の策定九州各県における地域交通計画については、平成 13 年度末までに

概ね同計画の策定及び改訂が完了するに至った。しかしながら、その後の交通事業を取り巻く環境の変化として、平成 14 年 2 月までに全てのモードの公共交通に係る事業において需給調整規制が撤廃されたほか、我が国は、少子高齢化、環境問題の深刻化、地方の過疎化、情報技術の飛躍的発展等さまざまな経済社会の変化に直面している状況等を踏まえ、九州ブロック一体として、今後の交通・観光政策のあり方について一定の方向性を指し示すための審議を行うこととなった。九州地方交通審議会では、総合交通部会及び観光部会で検討を行い、第 10 回九州地方交通審議会において、「九州ブロックにおける今後の交通・観光政策のあり方について」の答申に至った。

・九州ブロックにおける今後の交通・観光政策のあり方について

- |                      |                           |  |
|----------------------|---------------------------|--|
| ○諮問 平成 15 年 3 月 10 日 | ○答申第 10 号 平成 17 年 3 月 7 日 |  |
| ○第 11 回九州地方交通審議会     | 平成 18 年 6 月 20 日          |  |
| ○第 12 回九州地方交通審議会     | 平成 20 年 3 月 10 日          |  |
| ○第 13 回九州地方交通審議会     | 平成 21 年 3 月 4 日           |  |
| ○第 14 回九州地方交通審議会     | 平成 23 年 3 月 2 日           | ※ 中間整理について議論   |
| ○第 15 回九州地方交通審議会     | 平成 24 年 3 月 23 日          | ※ 九州新幹線開業に伴う交通、観光の変化等                                |
| ○第 16 回九州地方交通審議会     | 平成 25 年 3 月 21 日          | ※ 九州新幹線開業に伴う交通、観光の変化等                                |
| ○第 17 回九州地方交通審議会     | 平成 26 年 3 月 7 日           | ※ 九州新幹線鹿児島ルート全線開業 3 年間のまとめ等                          |
| ○第 18 回九州地方交通審議会     | 平成 27 年 6 月 1 日           | ※ 交通政策基本法に基づく「交通政策基本計画」の推進にあたって、九州における課題等の解決の方策等について |

○ 各部会の開催状況

九州ブロックにおける今後の交通・観光政策のあり方について審議するため、審議会の下に二つのテーマ別部会(総合交通部会・観光部会)を設置し検討を行った。

また、船員施策に係る重要事項及び船員法等船員関係法令に基づく調査審議等を行うため、平成 20 年 10 月 1 日から審議会の下に船員部会を設置した。

各部会の開催状況は、次のとおりである。

- ・総合交通部会 第 1 回 15.6.30
- 第 2 回 15.11.5
- 第 3 回 16.2.23
- 第 4 回(最終) 16.11.19(部会報告)

- ・観光部会 第 1 回 15.7.25
- 第 2 回 15.12.11
- 第 3 回 16.3.23
- 第 4 回(最終) 16.11.19(部会報告)

- ・船員部会 毎月 1 回開催することになっており、令和 6 年度においては 12 回開催した。  
また、必要に応じて設置することになっている最低賃金専門部会についても、九州内航

鋼船運航業及び木船運航業1回、九州海上旅客運送業1回、九州漁業(底びき網)2回、九州漁業(大中型まき網)2回の計6回開催した。